

（仮称）仙南クリーンセンター整備運営事業

入札説明書等に対する質問への回答（第２回）

平成２５年８月９日

仙南地域広域行政事務組合

■入札説明書に関する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
1	8	IV	2	(5)	著作権	第 1 回質問回答No. 361及び380において「設計図書、完成図書は秘密情報ではない」との回答ですが、同No. 12にてご回答いただいていますとおり、「公表することで競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある内容等については、情報公開条例に基づく不開示情報として扱われる」と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	9	IV	3		入札に関する手続き等	現在 P D F にてご提示頂いている各種図面データ（第 1 回質疑回答による追加別紙含む）について、組合殿で C A D データをお持ちのものがあれば、詳細検討の為に提供頂けないでしょうか。なお、ご提供いただける場合には、詳細検討期間を確保のため、第 2 回質問回答日である 8/9 よりも早めのご回答を何卒お願い致します。	提供可能なデータを提供します。 （ 8 月 2 日（金）に代表企業に通知済）
3	13	IV	3	(8)	入札書類の受付	第 1 回質問回答No. 19及び26にて、設計図書についてA3版横長にて作成とのご指示です。設計図書のうち、書類関係については通常A4で作成しています。これらについて今回は以下のいずれで作成すべきかご回答ください。 なお、提出用書類の作成準備がありますので、第 2 回質問回答日である 8/9 よりも早めのご回答をお願い致します。 ①A4版にて作成し、左綴じ（A3版のページとA4版のページで右半分に段差が生じます） ②A3版にて作成（A4版2ページ分をA3版1ページに記載） ③その他（具体的にご指示ください）	②で作成してください。 （ 8 月 2 日（金）に代表企業に通知済）
4	18	VI	6	(2)	委託料	第1回質問No.35の回答において「運営期間中の全ての支払い回における固定料金は同額とします。」とありますが、この条件をそのまま適用しますと、各年度中にSPCの収入と支出にばらつきが生じてしまいますこととなります（特に維持補修費については、運営初期は支出は少ないのに対し、収入が過大になってしまいます）。その結果、支出に対し収入が過大な年度にはSPC収益が見かけ上大きなものになることで、SPCの支払う法人税額も過大になり、それはそのまま貴組合の支払う委託料総額の増額に直結してしまいますこととなります。 上記のことから、貴組合の支払い総額を抑制するためにも、年度内における固定費の貴組合からSPCへの支払い額は各支払回毎に同額であったとしても、年度毎の固定費の貴組合からSPCへの支払い額は年度毎のSPCから委託会社へ支払う固定費相当額（特に維持補修費）と同額として頂くことをお認め頂けないでしょうか。	入札説明書及び第 1 回質問回答No. 35に示したとおりとします。
5	19	VI	6	(2)	委託料	第1回質問回答のNo. 38にて、ごみ量が想定を大きく下回ったことによる委託単価費用上昇については、事業者負担となります、との回答でした。 一方、本事業の実施方針では、ごみ量変動によるコスト負担のリスク主分担は貴組合であります。 また、質問回答No. 42では、掘り起こしごみ量の大幅な増減は組合の帰責事項に該当します、との回答です。 従いまして、ごみ量をご提示の搬入廃棄物の将来予測値を下回り、事業者が設定した変動料金単価に明らかな影響が生じた場合は、委託料についての協議をさせていただけないでしょうか。	入札説明書及び第 1 回質問回答No. 38に示したとおりとします。

■要求水準書【第Ⅰ編 設計・建設業務編】に関する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
6	I-3	1	1.2	1.2.8(2)	都市計画事項等	第1回質問回答No. 50、51にて、都市計画法上の処理施設としての位置決定に関する申請はないとのことですが、都市計画法第11条の都市施設としての定めはされないとのことでしょうか。 また、落札者決定後、本件に係わる事由により工期延伸及び費用が発生した場合は、別途協議していただけるものと考えてよろしいでしょうか。	前段及び後段については、ご理解のとおりです。
7	I-12	1	1.6	1.6.5(1)	残存工作物及び樹木	第1回質問回答No. 67にて、有価対象物と考えておられるスギ、ヒノキ等については、枝打ちした全ての原木を現地にて組合殿に引き渡すものとし、引渡し後の原木の売却・処分については全て組合殿の責任範囲と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、スギ、ヒノキ等については、枝打ちした全ての原木ではなく、組合が指示したものを引き渡すようにしてください。なお、引渡しの際は、組合が現地より搬出するために適切な長さに切断、整理してください。
8	I-48	2	2.2	2.2.3(4)2)	熔融温度	「熔融温度 1,300℃以上（設備性能として左記の温度を可能とし、運営時は最適な温度にて運転可能とする」とありますが、「熔融温度 1,300℃以上」の設備性能の確認は、試運転時の性能確認試験にて実施するものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	I-49	2	2.2	2.2.4	ユーティリティ	用水は上水とのことですが、プラント用水の設備検討のため、電気伝導率、BOD、COD、S S、硫酸イオン、酸消費量（Mアルカリ度）、カルシウム硬度、シリカ、全蒸発残留物（TDS）、全陰イオン、全陽イオン等の分析結果についてもご提示願います。	分析結果としては、入札公告時に示した別紙4（③上水の水質）に示すとおりです。なお、これ以外の分析結果はありません。
10	I-49	2	2.2	2.2.4	ユーティリティー	第1回質問回答No. 107にて、特別高圧受電(30kV)の取合位置及び送電線の新入方向は、建設予定地の西側方向を想定されているとのことより、仙南東部広域農道沿いの西側を想定しています。組合殿が想定されている位置と大幅に異なる場合は、具体的に別紙1にてお示しください。	具体的な引き込み位置は、電力会社との協議により決定するものとします。
11	I-50	2	2.2	2.2.5	搬入・搬出車両	熔融飛灰の運搬は貴組合範囲ですが、搬出車両については〔 〕となっています。本搬出車両は貴組合にて手配いただけるものと理解してよろしいですか。 またこの場合、貴組合にて予定されている搬出車両の仕様をご提示ください。	ご理解のとおりです。なお、搬出車両としましては、10t深ダンプ車を予定しております。なお、10t深ダンプ車の仕様は、追加別紙②に示す搬入車両寸法2. に示すとおりです。
12	I-50	2	2.2	2.2.5	搬入・搬出車両	乾電池搬出車の仕様（全長、全幅、全高、軸距離、最小回転半径、総重量等）をご提示ください。	次のとおりです。 ・車種 10 t コンテナ車（2 器積） ・全長 12.0m ・幅 2.5m ・高さ 3.6～3.8m （地上からコンテナ頂部まで）
13	I-58	3	3.3	3.3.6	上水管及びポンプ設備工事	維持管理は角田市とありますが、角田市とのご協議は概ねまとまっているものと理解してよろしいですか。 本質問は、第1回質問回答No. 126にて、「…、それ以外で角田市が当然必要と認めるものは、事業者において補足完備してください。なお、当該費用も事業者の負担とします」とあり、費用がどこまでかかるのか上限が不明確な仕様・条件での見積はできないためです。	ご理解のとおりです。
14	I-117	4	4.3		熱分解設備	一旦破砕ごみをピットに貯留する（破砕機オフライン）方式をご指定ですが、今回の計画では掘り起しごみ処理の関係上で土砂類が多く、破砕後に改めて貯留を行う場合、土砂類が底ごみとして固着する懸念がございます。 その為、破砕前に十分な攪拌を行い、破砕後直ちに炉へ投入する方式（破砕機オンライン）も採用検討対象とさせて頂き、検討の結果、より安定稼働に寄与する方を事業者側で提案させて頂く事を御承認下さいます様宜しくお願い致します。 なお、破砕機オンライン方式は当社納入施設でも多く採用されており、既に10年間以上安定的に稼働し、災害廃棄物などの多様なごみを処理している施設もございます。	提案を可とします。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
15	I-205	4	4.11	4.11.4	固化物バンカ	貯留日数は4日分以上とのことですが、加湿後の処理飛灰を長期間貯留すると、バンカ内で固着し、搬出の際に支障が生じますので対応できかねます。 よって、溶融飛灰貯留タンクの容量を、ご指示の「一部貯留」に必要な容量よりも大きく持ち、処理を行う前の乾灰での貯留を行うことを提案致します。 すなわち、「溶融飛灰貯留タンク及び固化物バンカの合計で、飛灰発生量の4日分以上の容量を持つ」こととし、溶融飛灰貯留タンク及び固化物バンカそれぞれの貯留日数については、事業者提案とさせていただきます。	要求水準書に示すとおりとします。
16	別紙4				②設備概要図	角田市上水道中央監視所内の中央監視装置改造工事にあたり、既存の監視盤メーカー及び作成する設備画面の内容をご教示願います。	別途通知します。（8月2日（金）に代表企業に通知済）
17	修正別紙1					建設予定地の敷地境界をご提示ください。	追加別紙17に示すとおりです。なお、別紙1（入札公告時に公表）に示す、Aゾーン内においても、要求水準書に示す公害防止条件を遵守するものとしてください。

■要求水準書【第Ⅱ編 運営・維持管理業務編】に関する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
18	Ⅱ-8	1	1. 4	1. 4. 4(1)5)①	本施設の性能に関する条件	引渡時の性能に関する条件として、5)①項に「要求水準書 第Ⅰ編 1. 11に示す内容・方法の試験を実施し、保証値を満たすことを確認する」とあります。 運営期間の最終年度に、引渡性能試験と同等の試験を実施するということでしょうか。	ご理解のとおりです。
19	Ⅱ-27	3	3. 7	3. 7. 9(3)	公害防止測定 の分析	「計画地周辺地域の組合が指定するため池の水質分析を年4回分析する」とあります。 分析対象となるため池の位置・数をご教示ください。	事業者の提案する敷地造成計画の内容により、組合が指示する池（2箇所以上）とします。

■要求水準書【第Ⅲ編 仙南最終処分場の延命化業務編】に関する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
20	Ⅲ-1	1	1. 1	1. 1. 5	業務期間	第 3 区画の一時閉鎖設計・工事が平成29年3月25日までに完了、第 2 区画の延命化業務は平成29年4月から開始となっています。平成29年3月26日から3月31日の間に発生する最終処分対象物はどこへ埋め立てればよろしいでしょうか。	平成29年3月26日から3月31日の間に、仙南クリーンセンターより発生する最終処分物は、仙南最終処分場に埋立するものとします。なお、本業務も事業者の所掌とします。
21	Ⅲ-11	2	2. 1		仙南最終処分場の残余容量	平成28年度2月（平成29年2月）時点での残余容量・・・とありますが、後段に平成29年度（平成30年3月）までの埋立量・・・考慮した容積であるとあります。後段の平成29年度を平成28年度と読み替えてよろしいですか。	ご理解のとおりです。
22	Ⅲ-11	2	2. 2	2. 2(1)	掘り起こし量	第 2 区画の埋設廃棄物量：74, 269m3（実績値）とありますが、重量としては、別紙14より平成11～17年度埋め立て量の合計である74, 366t（覆土含む）であると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
23	Ⅲ-11	2	2. 4	2. 4	掘り起こしごみ質	飛灰系残渣が埋め立てられていますが、それぞれの衛生センターで排ガス処理に使用されている脱塩薬剤（消石灰等）の使用量（年間使用量等）をご教示ください。（大河原衛生センター以外の「焼却残渣」にも飛灰処理物が含まれているものと考えますので、全施設分をご教示ください。）	追加別紙 1 8 に示します。
24	Ⅲ-11	2	2. 4	2. 4	掘り起こしごみ質	焼却残渣、飛灰処理物が主な埋設物と考えますが、各衛生センターで行われている灰処理の方法をお示しください。 （安定化剤添加、セメント固化処理等）	次のとおりです。 ①角田衛生センター ・主灰：なし ・飛灰：安定化剤添加 ②大河原衛生センター ・主灰：なし ・飛灰：安定化剤添加
25	Ⅲ-17	4	4. 6	4. 6(4)	第 3 区画の一時閉鎖設計・工事	第 3 区画一時閉鎖時に、埋立最上表面に埋め立てる第 2 区画の埋設廃棄物量をご提示ください。	一時閉鎖時における最終処分場の状態を考慮の上、事業者提案とします。なお、第 2 区画からの埋設廃棄物量は、ご質問の場合だけでなく、第 2 区画の覆蓋設置後からの移動分（角田衛生センター、大河原衛生センターからの廃棄物と並行して埋立）も含め事業者提案とします。
26	Ⅲ-17	4	4. 6	4. 6(4)	第 3 区画の一時閉鎖設計・工事	平成26年4月から平成29年3月25日までに実施する第3区画の一時閉鎖設計・工事における、第2区画からの埋設廃棄物の掘起しおよび移動に際しては覆蓋は不要と考えてよろしいでしょうか。	第 2 区画からの埋設廃棄物の掘起し時には、第 2 区画を遮水するための覆蓋が必要です。 なお、覆蓋の設置と第 2 区画から第 3 区画への埋設廃棄物の掘り起こし及び移動についての考え方を追加別紙 1 9 に示します。
27	別紙 13				掘り起こしごみ質（平成24年度調査）	周辺地域からの受入水質 電気伝導率、硫酸イオン、酸消費量、全硬度、シリカ、全蒸発残留物（TDS）等の分析結果についてもご提示願います。	追加別紙 2 0 に示します。

■落札者決定基準に関する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
28	8	V	3	2. ⑧イ 2. ⑧ウ 2. ⑧エ 3. ①ア	入札価格以外の 審査項目、審査 のポイント及び 配点	2. ⑧エネルギーの有効利用 イ・ウ・エ項（様式第14-8号）、3. ①埋設廃棄物の掘り起し計画 ア項（様式第15-1号）については、設問にて基準ごみ（前処理後）の数値を提案する様ご指示があり、第1回質問回答No. 303にて、この「基準ごみ（前処理後）」とは設計ごみ質の基準ごみ質であるとのご回答を頂いております。 一方、同回答No. 94では、様式第14-8号について出現頻度を勘案の上提案するのでしょうかとの質問に対して「ご理解の通りです」とのご回答も頂いております。 様式第14-8号及び第15-1号については様式の設問通り、「基準ごみ（前処理後）（＝設計ごみ質の基準ごみ質）」における数値を提案するとの理解でよろしいでしょうか。	本基準に示す、「設計ごみ質の基準ごみ質」とは、要求水準書のごみ質を基に、事業者が提案する前処理の内容を踏まえ設定するごみ質です。

■様式集に関する質問への回答

No.	様式	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
29	第14-3号	(3)	③		運営実績	本様式では、最終処分場の埋立廃棄物を処理対象とした、提案方式における運営実績を記述することになりますが、ここでの「運営実績」の定義をご教示ください。	提案グループ全体として保有する、最終処分場の埋設廃棄物を処理対象とした、炉形式についての1年以上の運営実績です。なお、埋設廃棄物の内訳については、備考として明記してください。
30	第14-8号	(8)			エネルギーの有効利用	①ここでの発電効率は何年度で回答すればよろしいでしょうか。 ②ここでの発電量、消費電力量等は、平成何年度を指しますか。共に、計画ごみ量の提示がある平成28年度と考えればよろしいでしょうか。	①要求水準書 第Ⅰ編に示す、平成28年度の計画ごみ量及び計画ごみ質にて回答してください。 ②ご理解のとおりです。

■基本協定書（案）に関する質問への回答

No.	条	項	号	カナ等	項目名	質問	回答
31	3	1	1		特別目的会社の設立	本事業の設計・建設業務期間は、特別目的会社（SPC）を構成市町内に設立しますが、施設現場における適切な施設の運営・管理を行うためにも、運営・維持管理業務の開始時期に合わせて本店所在地を本施設内に変更することを認めてください。 仮に認められない場合は、その事由をご教示くださいますようお願い致します。	認められません。組合は、本施設においてＳＰＣの本店所在地を登記することは想定していません。
32	3	3	1		特別目的会社設立	「特別目的会社の資本金は、本事業に係る施設の運営等を特別目的会社が開始する日までに壹億五千万円以上とし、以降、これを維持する」とありますが、設計・建設期間中（熱回収施設、最終処分場における前処理設備および覆蓋施設が竣工する迄）は、運営準備期間に即した資本金で運営して良いと解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

■工事請負仮契約書（案）に関する質問への回答

No.	条	項	号	カナ等	項目名	質問	回答
33	25	1～4			賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更	本事業のような、いわゆる性能発注方式による工事請負契約の場合、契約時点では詳細設計が固まっておらず、物量が定まっていないことから、本条による請負代金額の変更の協議基準となる「変動前残工事代金額」の算定が困難です。 つきましては、当該事由が発生した場合に、下記のような手法にて協議の余地を残して頂きたく宜しくお願い致します。なお、当社としては案1を希望いたします。 （案1） 落札者決定から契約締結までの間に、請負代金額の内訳書を事業者から提出させていただき、両者で確認のうえ当該内訳書を「変動前残工事代金額」の算定基準とする。 （案2） 設計協議を経て実施設計が完了した後に、事業者から内訳書を提出させていただき、両者で確認のうえ当該内訳書を「変動前残工事代金額」の算定基準とする。	（案2）を想定しています。
34	25	6			賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更	東北地方の復興需要の顕在化によりコストの急激な上昇が発生した場合には、「東日本大震災に伴う賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項の運用について」（平成24年2月17日付け国地契第72号）等の具体的な基準に基づき、請負代金額の変更請求について協議させて頂きたく宜しくお願い致します。	本事業は、設計・施工一括発注方式ですが、「東日本大震災に伴う賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項の運用について」の考え方を適用できる部分については適用する方針です。
35	50	6			解除に伴う措置	第1回質問回答No. 379にて、「施工業務期間中に契約が解除された場合、その事由が発注者の責に帰すべきものであったとき、本来は不要であった工事用地等の修復が必要となり、追加の費用が生ずることが想定されますが、この場合の当該費用は発注者の負担としていただけますでしょうか。」との質問に対し、「本条は原因者問わず検査費用は、請負者負担です。」とのご回答を頂いておりますが、これは前項No. 378のご回答のことと思料致します。本項目に対するご回答をお願い致します。	本回答をもって、第1回質問回答No. 379の回答を「本条は原因問わず、請負者の負担です。」と修正します。 なお、No. 379の回答は第49条第2項の適用を妨げるものではありません。

■運営業務委託契約書（案）に関する質問への回答

No.	条	項	号	カナ等	項目名	質問	回答
36	12	1			緊急時の対応	第1回質問回答No.390にて、緊急時に対応を講じた場合において、当該対応に要した費用は、原因者問わず受託者が負担すると回答を頂いておりますが、中央建設業審議会作成の公共工事標準請負契約約款第26条第4項では「乙（受注者）が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、乙が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、甲（発注者）が負担する。」とされています。適切な責任分担・一般的な契約の考え方からも、同様の内容として頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。臨機の措置に要した費用は受託者が負担して下さい。なお、将来にわたって新たな追加費用が生じる場合は、別途協議するものとします。
37	16				委託者による業務の是正勧告	第1回質問No.396において「ご指摘の協議には応じません。」とありますが、これは第15条に定めるモニタリングや「本施設への立ち入るなどの必要な行為」が行われるのは、事業者が要求水準未達の状況にあることにつき相当の合理的な疑いがある場合であることが前提であると理解してよろしいでしょうか。このような理解が正しくない場合、現状の貴組合のご回答だと事業者としてが自らになんの落ち度がない場合で運営計画等に支障が生じた場合であっても貴組合と何ら交渉ができないという「公平なリスク分担」というPFI法 の精神に著しく反する契約条件が強制されることになると思料します。	第1回質問No. 394の回答についての質問と思料いたしますが、この回答は、モニタリングや本施設に立ち入るなどの必要な行為は受託者の運営計画等に影響が生じないことを前提として実施するため、ご質問の内容に関する協議は生じないという趣旨です。なお、本施設に立ち入るなどの必要な行為は、第15条(委託者による業務遂行状況のモニタリング)に基づき実施するものです。
38	別紙3				保険	入札説明書20頁において、貴組合は「施設の所有者として、公共施設の災害共済に加入する。」と明言されている一方で、当該別紙3において民間事業者に施設の火災保険に加入することを義務にしておられます。 この点、火災事故に関しては同時に貴組合の災害共済と民間事業者の付保する火災保険を同時に使用することはできません。また、これら双方を同時に付保した場合、火災の帰責理由が明確に貴組合又は民間事業者に特定できない場合どちらを優先的に適用させるかの問題も発生するばかりか、さらに民間事業者が付保する火災保険の分貴組合の支払う委託料総額が過大になってしまうものと思料します。 これらの状況を鑑み、貴組合にて「公共施設の災害共済」に加入される以上、民間事業者において火災保険を付保する必要はないことをお認め頂けないでしょうか（なお、この様な条件をお認め頂いた場合に、明らかに民間事業者の責めに帰すべき事由により火災が発生し、貴組合の災害共済が発動されたことに伴い貴組合に損害が発生した場合、当該損害については貴組合から民間事業者に賠償請求して頂ければ問題ないものと思料いたします）。	第1回質問回答No.407に示すほか、組合が加入する公共施設の災害共済でてん補されない範囲及び求償対応を満たす範囲の付保が可能であれば、代替提案を認め、火災保険の付保を免除します。